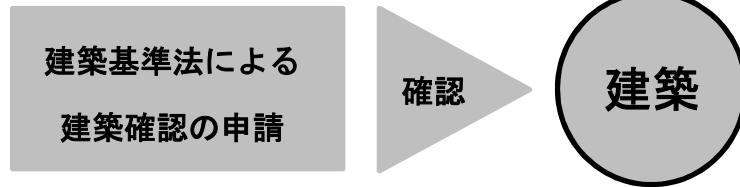
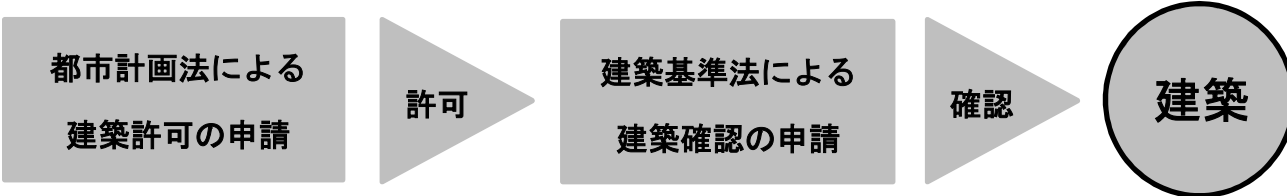


建築物を建てる際の手続きの流れ

■通常、建築物を建てる場合



■都市計画施設等の区域内において、建築物を建てる場合



都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内 における建築許可に関する取り扱い要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域（以下「区域」という。）内における都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項の許可に関し、市長が許可を行うことができる場合について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにその政令及び省令で定めるものをいう。

(許可の方針)

第3条 市長は、法第53条第1項の規定による許可の申請があった場合において、当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、若しくは除去することができるものであり、円滑な都市計画事業を施行する上で支障を及ぼすおそれがないと認める場合は、その許可を行うことができるものとする。

(1) 階数が3であり、かつ、地階を有しないこと。

(2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(3) 建築物が区域の内外にわたる場合、区域内の部分を容易に分離できるなど、設計上の配慮がなされていること。

(必要書類)

第4条 前条の規定による許可の申請に当たっては、別紙様式その他市長が必要と認める資料を添付しなければならない。

付 則

この要綱は、平成23年1月1日から実施する。

都市計画に関するお問い合わせは…

池田市 都市整備部 審査指導課

〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番1号

TEL072-752-1111 内線 478・479

都市計画施設等 の区域内における建築 について

都市計画施設などの区域内において、
必要な条件を満足するものについては、3階建てまで、
建築物の建築ができます。



都市計画施設等の区域内（道路・公園・土地 区画整理区域等）において3階建て建築物の建築が できます。

◆道路・公園などが都市計画決定されている区域内では、建物を建てる際に、
建築確認に先だって、都市計画法による建築許可が必要です。

2階以下の建物については、

- 地階がないこと。
 - 主な構造が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造などであること。
- をみたす建築物で、容易に移転や除去できるものについては、



許可されます。

3階建てについても、

- 地階がないこと。
 - 主な構造が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造などであること。
- などをみだし、都市計画事業の支障となるおそれがない場合も、



許可されます。

※主な構造：建築物の構造上重要な部分で、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいう。